

要領⑥

岐阜県森林研究所コンプライアンス教育実施要領

平成27年3月26日

森研第202号

1 目的

岐阜県森林研究所(以下「研究所」という。)の職員及びその他関連する者(以下「構成員」という。)に、経費の適正な使用と研究・調査データの厳正な取扱いを徹底するための教育(以下「コンプライアンス教育」という。)を実施し、研究活動における不正行為の防止を図ることを目的とする。

2 実施方法、実施時期

コンプライアンス教育は、岐阜県森林研究所コンプライアンス推進責任者(以下「コンプライアンス推進責任者」という。)が企画する講習会において、実施するものとし、実施時期は、原則4月又は7月とする。

3 対象者

全ての構成員

4 開催回数

コンプライアンス教育の受講機会を確保するため、必要に応じて複数回開催する。

5 教育内容

- ・ 具体的事例を参考とした研究所への影響
- ・ 研究所の不正行為対策に関する方針やルール、告発等の制度など遵守すべき事項
- ・ 不正行為が発覚した場合の懲戒処分
- ・ 自らの弁償責任
- ・ 申請等資格の制限
- ・ 研究費の返還等の措置
- ・ 研究者の基本的責任
- ・ 研究者の行動規範
- ・ 研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術の修得・習熟
 - 研究分野の特性に応じた記録媒体の作成・保管
 - 実験試料・試薬の保存
 - 論文作成の際の各研究者間の役割分担・責任関係の明確化
- ・ その他コンプライアンス推進責任者が必要と認めた事項

6 受講状況の把握及び誓約書の提出

全ての構成員は、コンプライアンス教育を受講しなければならない。また、受講した構成員は、受講毎に別紙の「研究活動にあたっての誓約書」を自署し、提出しなければならない。

7 未受講者等へのペナルティ

コンプライアンス教育を過去16か月以内に受講しなかった構成員は、コンプライアンス教育を受講するまでの間、原則として国等の公募型研究開発及び競争的資金等の運営・管理を含む一切の研究活動に関わることはできない。

8 その他

この要領に定めるもののほか、コンプライアンス教育に必要な事項は、コンプライアンス推進責任者が別に定める。

付 記

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

この要領は、令和3年9月1日から実施する。

研究活動にあたっての誓約書

最高管理責任者

岐阜県森林研究所長 様

私は、岐阜県森林研究所（以下「研究所」という。）における研究活動において、その立案、計画、実施、成果のとりまとめ（報告を含む。）の各過程において、健全な研究活動を保持し、かつ研究活動における下記の不正行為を為さず、また加担しないことを約束します。この他、他の職員等から不正行為を行うことを要求された場合には拒絶し、研究所の通報窓口へ連絡します。

また、不正行為を行った場合は、県や配分機関の処分及び法的な責任を負うことに異議はありません。

- 一 捏造 存在しないデータ、事実と異なる研究結果等を作成すること。
- 二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 三 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- 四 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること
- 五 不適切なオーサーシップ 論文著作者が適正に公表されないこと
- 六 研究成果の漏えい 非公開の他人の研究成果、文章又は知的財産を、当該研究者等の知ることなく外部に公表又は漏らすこと
- 七 研究費の不適正な使用 競争的資金等を含む研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求に基づき支出すること、その他法令等に違反して支出すること。

年 月 日

所属

氏名（自署）